

令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立福岡高等学校
課程又は教育部門	全日制課程

42

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第2条」

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることを踏まえ、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校教育全体を通じていじめ防止に取り組む。
- (2) 全ての学校教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ることで、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養うことでいじめの防止につなげる。
- (3) いじめの発見の遅れや放置がないよう定期的にアンケートや教育相談等を実施し、生徒の日常的な行動の様子を把握する。さらに、未然防止の取組が成果を上げているか、また改善点がないかなど、定期的に点検し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。
- (4) いじめ問題が発生した場合は、被害者を守り通すとともに、学校、家庭、その他関係機関と連携し、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害者を指導する。その際、加害者の社会性の向上、人格成長の観点から指導を行う。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

未然防止の基本は、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。また、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他生徒によるいじめを助長することがないよう、指導の在り方に細心の注意を払うことが重要である。おもな取組は以下の通り。

(1) いじめについての共通理解

- ① 教職員については、いじめの態度や特質、原因・背景、指導の在り方について校内研修等で周知を図り、平素から共通理解を深めておく。

また、各場面において生徒指導体制の強化、学年会・教科会等での生徒情報交換、規範意識向上の取組（挨拶や時間、交通ルール、携帯電話やSNS使用マナーなど）を推進していく。

【校内研修】

1. いじめへの対応にかかわる教職員の資質向上を図る研修
ア スクールカウンセリングとスクールカウンセラーによる職員研修

- イ いじめの問題に関する職員研修
 - ウ 人権教育のための学年別研修と外部研修会への参加
 - エ 発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について理解の促進
2. いじめの早期発見・対処に関する研修及び取組

- ア 学校生活アンケートといじめ問題アンケートの実施と、集計結果に関する職員研修
 - イ 教師向けチェックリストの作成とチェックリストに関する職員研修
 - ウ 保護者向けチェックリストの作成と保護者面談時での利用
 - エ いじめ防止対策推進委員会（校内委員）での情報共有と各分掌への指導指示
- ② 生徒に対しても、ホームルーム活動や生徒会活動等で校長や教職員が日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
→全校集会、学年集会、日常の教科指導、部活動指導など
- ③ いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。
- ④ 発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員等へ正しい理解の促進を図ること。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① 教育活動全体を通じた道徳活動と人権教育の充実
→授業、部活動、生徒会活動（新入生オリエンテーション、生徒会主催行事等）、人権教育特設授業
- ② ソーシャルスキル・トレーニングの実施
- 人間関係のあり方についての基本的知識の獲得
 - 相手の表情などから隠された意図や感情を読み取る能力の定着
 - 教室や部室等の活動場所を整理整頓して使用する意識の向上
 - 自分の意思や考えをSNSなどを用いることなく、その状況や雰囲気に合わせて相手に伝えることの大切さについて機会ある毎に指導する。
- ③ 学校が、全生徒の「絆づくり」の場や「居場所」となるための取組
- 全生徒が主体的に取り組む共同的な活動ができるような「場」や「機会」の提供
 - 家庭や地域と連携を深めた中での自己有用感・自己肯定感の体験
→保護者会、いじめ問題チェックリスト、生徒会地域清掃活動、家庭クラブ委員会地域活動
中学校校区連絡会 など
- ④ 自己の意志に反して他人の意見に流されることがいじめにつながっているという、いじめの構造についての客観的理解をすすめる。
- 「これはいじめである」と勇氣ある発言ができる生徒を育てる。
 - いじめられている生徒に「大丈夫？」と声をかけることのできる生徒を育てる。
- ⑤ 部活動の中で、先輩の指導がときとして強い態度や口調となり、相手によっては心身の苦痛を感じて「いじめ」となり得ることを生徒に認識させる。
- 相手の状況や置かれている状況に配慮した指導が行われる部活動体制を指導する。
 - 顧問・部活動指導員についても、いじめを認識する力量の向上に努める。
- ⑥ 生徒自らのいじめに対する学びと取組
- 生徒会活動を通じた主体的取組
人権教育や法教育、体験活動など、教育活動全体を通して、生徒がいじめ防止に向けた方策の決定過程に主体的に参画し、議論し、実行するような取り組みを推進し、生徒が自ら「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育を行う。
 - 生徒会を中心とした啓発的取組
→自分達の学校からいじめを出さない決意表明、啓発活動

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有する。

（2）いじめの早期発見のための措置

- ① いじめを受けたら、まずは誰かに相談、そしてすぐにSOSを発信するよう、生徒への意識付けを行う。
- ② 定期的なアンケート調査・ネットパトロールと教育相談の実施

【具体的取組】

- 安心していじめを訴えられる環境の整備
 - ・無記名アンケート、アンケートの計画的な実施、生徒と教師の信頼関係の構築、相談体制の整備
- 定期的なネットパトロールの実施及び記録と生徒からの情報の傾聴
- 教育相談につながるアンケートの活用
- 保護者用いじめチェックシート及びアンケートの活用
- 保健室や相談室利用、電話相談窓口についての周知

- ③ 隠れたカリキュラムの把握

「隠れたカリキュラム」とは、「教育する側が意図する、しないにかかわらず、学校生活を営むなかで、生徒自らが学びとっていく全ての事柄」を指す。教職員は、インフォーマルグループ内における生徒間の相互作用が「隠れたカリキュラム」の多くを構成することを踏まえ、日常的に「隠れたカリキュラム」の実態を把握し、いじめの早期発見に努める。

【具体的取組】

- クラス担任、教科担当、部活動顧問等による情報交換
- 保健室利用状況の把握
- 休み時間や放課後等の校内巡視

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ防止対策推進委員会等による対策組織による認知を行い、速やかにかつ組織的に対応し、被害性に着目した判断をする。

被害生徒を守り通すと共に、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上など、生徒の人格形成に主眼を置いた指導を行う。

また、けんかやふざけ合い・インターネットやSNS等の見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性・表出することができない生徒に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

以下の対応については、部活動を含め教育活動全般に係るものであることを全職員（部活動指導員・非常勤講師含む）に周知する。

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- ② いじめの疑いがある相談や訴えについては、真摯に傾聴する。
- ③ いじめ被害にあっている生徒やいじめを報告してきた生徒の安全を確保する。
- ④ 疑いのある事案の発見・通報を受けた教職員は速やかにいじめ防止対策推進委員会に報告し、教職員間で情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、事実確認を行う。

【事実関係を明確にするとは】

いじめ行為が、

- いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか
- いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 教職員がどのように対応したか

↓

可能な限り網羅的に明確にする。

- ⑤ 疑いのある事案を把握した段階で管理職から県教育委員会（高校教育課）に第一報を入れると共に、関係生徒の保護者に連絡する。
- ⑥ いじめが犯罪性を帯びている場合は、被害生徒を徹底して守り通す観点から、所轄警察署と相談して対応する。なお、生徒の生命、身体及び財産に重大な被害を生じさせるおそれがある場合は直ちに所轄警察署に通報し、適切に支援を求める。

（3）いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ① 被害生徒からの聴き取り
 - 被害生徒にも責任や原因があるという考え方はあってはならない。
 - 被害生徒が悪いのではないことをはっきりと伝える。
 - 被害生徒の立場や発達段階を考慮して丁寧に行う。
 - 個人情報への配慮。
- ② 被害生徒の理解と傷ついた心のケア
 - 被害生徒保護を最優先させる。
 - 二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、被害生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。その際の留意点として、
 - ・「誰も助けてくれない」という無力感をとり払うこと
 - ・いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えること
 - ・「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくることを心がける。
 - 状況に応じた見守り等を実施する。
 - 信頼関係にある友人や教職員、家族等と連携し、被害生徒を支える体制をつくる。
 - 安心して学習、その他の活動に取り組めるよう学習環境を整備し支援する。
- ③ 被害生徒のニーズの確認

被害生徒のニーズを確認し、危機を一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全内場所の確保やいじめる生徒やホームルーム全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させる。
- ④ 家庭訪問等による保護者への迅速な対応

〔被害生徒の保護者への説明、支援・助言〕

 - 迅速に家庭訪問等を実施し、事実関係を説明する。
 - 学校側の対応・支援について説明する。

- ・被害生徒の安全を確保する。
- ・被害生徒に寄り添い、支える体制を構築する。
- ・被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・状況に応じて心理や福祉の専門家などの外部専門家の協力を得て支援する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

① 加害生徒からの事情聴取

- 事情聴取による事実（いじめ）の確認を行う。
- 外部専門家（心理・福祉等の専門家、教員・警察官経験者等）の協力を得て組織的に、いじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。
- いじめが人格を傷つけ、生命、身体、財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 教育上必要があると認めるときは適切に懲戒を加えることも考えられる。

【指導上の注意事項】

- ・いじめた生徒が抱える問題（いじめの背景等）に配慮する。
- ・個人情報の取扱等、プライバシーに配慮する。
- ・当該生徒に対して教育的配慮の下、特別の指導計画に基づいた指導を行う。

② 加害生徒の保護者への対応

[被害生徒の保護者への説明、支援・助言]

- 迅速に保護者へ連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- 学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

① 傍観者への指導

- 自分の問題として捉えさせる。
- いじめを制止できない場合は教師等に知らせる勇気をもたせる。
- はやしたてなどの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

② クラスなど基礎集団への指導

- ①に加え、クラスで話し合い等を実施し、いじめを根絶しようという集団の共通理解と雰囲気を作成する。

(6) ネット上のいじめへの対応

① 不適切な書き込み等に対しては、直ちに削除措置をとる。

→ プロバイダ責任制限法に基づいた対応、法務局等関係機関への協力

② 緊急を要する場合は所轄警察署へ通報し、適切な援助を求める。

(緊急：生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがあると判断された場合)

③ 「ネットいじめ」に関する予防的指導を日常の教育活動の中で取り組む。

- 情報モラルを身につけさせる。

→ 教科指導（情報、公共等）、HR活動、規範意識育成学習、生徒会活動など

- 生徒が教職員や関係機関へ通報できる行動力を育成する。

④ ネットパトロールなど、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制を整備する。

- 校内体制の整備と関係機関との情報共有を図る。
- 変化の激しいインターネットの現状を把握し、新しい情報を教職員で共有する。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して、いじめ防止対策推進委員会での会議により校長が判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること。

- 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。
- いじめの被害の重大性等から長期の期間が必要であると判断された場合には、いじめ防止対策推進委員会の判断により、3か月より長期の期間を設定する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- 被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(1) 重大事態の発生と調査

① 知事への報告

上記に記載した重大事態の規定に従い、その事態が発生した場合は、速やかに県教育委員会を通じて県知事へ、事態発生について報告を行う。

② 重大事態の調査

学校長（県）は、当該重大事態にかかわる調査を行うため、速やかに「いじめ防止対策推進委員会」を組織し、事実関係を明らかにする。その際、次の点に留意する。

【留意事項】

○ 調査の主体

学校が調査の主体となる場合は「いじめ防止等のための組織（いじめ防止対策推進法 22 条に基づく組織）」を母体とし状況に応じて専門家を加え、また、県教育委員会が調査主体となる場合は教育委員会に設置される附属機関（同法 14 条 3）を調査のための組織とする。併せて、これらの組織を運用することで、調査の迅速性を確保する。

○ 組織の構成

弁護士や精神科医、学術経験者等の専門的知識及び経験を有する者を含めた構成とする。

○ 公平性・中立性の確保

調査の公平性・中立性を担保するため、組織の構成員は当該事案の関係者と人間関係または利害関係のない第三者とする。

③ 被害生徒からの聴き取り

A 聴き取りが可能な場合の取組

- 被害生徒にも責任や原因があるという考え方はあってはならない。
- 被害生徒が悪いのではないことをはっきりと伝える。
- 被害生徒の立場や発達段階を考慮して丁寧に行う。
- 個人情報への配慮を行う。

B 聴き取りが不可能な場合（入院や死亡等）の取組

- 当該生徒の保護者の要望・意見を聴取する。
- 迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法は、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。

（２）調査結果の提供及び報告

① 被害生徒及び保護者への調査結果の提供及び報告

重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

【必要な情報を提供するとは】

調査により明らかになった事実関係

- ・ いじめ行為がいつ
- ・ 誰から行われ
- ・ どのような様態であったか
- ・ 学校がどのように対応したか

〔説明〕

いじめを受けた生徒・保護者

※留意点

生徒のプライバシー保護に配慮、関係者の個人情報に配慮

② 県知事への調査結果の報告

調査の結果については、今後の同種の事態防止策及び保護者所見と共に速やかに県教育委員会を通じて県知事へ報告を行う。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ防止対策推進委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

① 本委員会の構成

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策推進委員会」は本校教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で構成する。

② 本委員会の役割と機能

本委員会は前項①で示したメンバーで構成する常設の組織であるが、必要に応じて弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家を参加させることにより、より実効的ないじめ問題の解決に資する組織とする。

【具体的取組】

- いじめに関する情報の収集と記録（全教職員からの情報提供と情報共有化）。
- いじめ防止基本方針の策定と取組計画の立案・実施・評価・改善（P D C A）の実施と検証。
- 調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- 生徒部等、既存組織を活用し、いじめ防止の実効性を高めるための指導的役割を担う。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

本校が主体となって重大事故に対する調査を実施する場合は、県の指導の下、いじめ防止対策推進法第22条に基づく「いじめ防止対策推進委員会」を母体として、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係、又は特別の利害関係を有しない弁護士や精神科医、学識経験者等の専門的な知識及び経験を有する者に加え、当該調査の公平性・中立性を確保する。その調査においては質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に関わる事実関係を明確にする調査を実施する。

【留意事項】

- この調査は訴訟等への対応を直接の目的としたものではない。学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図ることを目的とする。
- 調査の結果、学校側に不都合なことがあったとしても、事実と向き合う姿勢が重要である。
- 調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

7 学校評価

項目1に挙げた目標を達成するために、本校の「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組について、実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、以下の視点で評価する。また、「いじめ防止対策推進委員会」においていじめの実態把握や効果的な対策がなされているかについて検討し、その結果を指導の改善に活かすようにする。

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組
- 早期発見・事案対処のマニュアルの実行
- 定期的・必要に応じたアンケート
- 個人面談・保護者面談の実施
- 校内研修の実施